

# 西宮市地域防災計画等〔改定素案〕 概要版

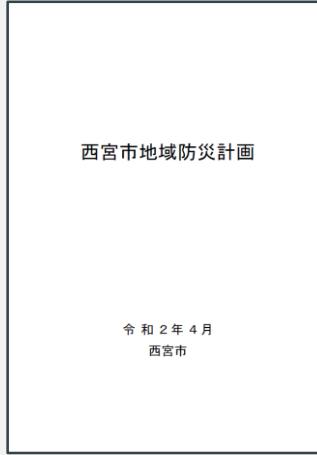
## 1. 計画改定の背景

近年、「共助」の醸成に向けた取組に対する支援ニーズの高まりや社会経済情勢、災害知見の変化に加え、阪神・淡路大震災を経験した市職員が3割を切る状況となり、災害に対する当事者意識の低下が懸念されていることなどの課題を抱えているなか、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨など様々な災害が発生し、地方公共団体の災害対応の在り方が見直されてきています。

こうした状況を踏まえ、本市では、防災・減災に対する当事者意識の向上、適切な事前対策の推進、及び災害対応力の高い組織体制の構築を図るため、地域防災計画等を大幅に見直し、実効性及び実用性の高いものに改定することとしました。

## 2. 計画の構成

### 現行計画



#### 構成

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧復興計画
- 第5編 津波対策計画

### 構成、内容を反映

#### 兵庫県地域防災計画

- 地震災害対策計画
- 風水害等対策計画
- 海上災害対策計画
- 原子力等防災計画
- 大規模事故災害対策計画

### 改定素案

#### 地震災害対策計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧計画
- 第5編 災害復興計画
- 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 風水害等対策計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧計画
- 第5編 災害復興計画

#### 海上災害対策計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧計画

#### 原子力等防災計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧計画

#### 大規模事故災害対策計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 災害応急対策計画
- 第4編 災害復旧計画

## 3. 改定の効果

### 災害対策本部事務局機能の強化

災害対策本部事務局の運用（チームごとの役割や業務フローなど）を整理し第二庁舎（危機管理センター）完成に伴う新たな災害体制に対応させることで、事務局機能の強化を図りました。

### 県との連携をより強固に

兵庫県地域防災計画に倣い災害種別ごとの地域防災計画として、災害事象ごとのきめ細やかな対応や、県との連携をより強固とした災害対応を図ります。

### 指揮者の明確化

具体的な災害対応手順は職員用マニュアル（業務計画）に記載し実施項目を整理した上、各項目に【担当局】【実行局等】を明記することで、各業務ごとの指揮者を明確にしました。

### 西宮市国土強靭化地域計画との連携

国土強靭化地域計画の内容と連携させることで、全庁一体となった防災体制を構築していきます。

## 4. 今回の改定の主な内容（1/2）

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）と本計画の関係

平成27年（2015年）の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、SDGs（Sustainable Development Goals）では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

本計画においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働しながら取組みを進めることにより、特にこれらのSDGsの目標達成に寄与することを記載しています。

（地震災害対策計画 1編 p.6）



出典：国際連合広報センター

### （2）新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災活動

県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に以下の対応を行うことを記載しています。

#### 危機管理室と保健所の連携

避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切な対応ができるよう、平常時から危機管理室と保健所が連携する。

（地震災害対策計画 2編 pp.38-39）

#### 多様な避難所の開設

避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

（地震災害対策計画 2編 pp.38-39）

#### 避難所運営

十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温・換気等を実施するなど、感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ・タイムラインの作成や分散避難の推奨等により、避難対策を推進する。

（地震災害対策計画 2編 p.40）

#### 自宅療養者の避難の確保

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、危機管理室との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。

また、危機管理室との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

（地震災害対策計画 2編 p.40）

## 4. 今回の改定の主な内容（2/2）

### （3）法改正を踏まえた修正（避難情報の見直し）

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、避難勧告・避難指示が一本化されるなど、避難情報の在り方が見直されました。本計画においても避難情報について以下のとおり修正しています。（地震災害対策計画 3編 pp.72-73）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"><li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li><li>●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！<ul style="list-style-type: none"><li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li></ul></li></ul>
【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"><li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li><li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難<ul style="list-style-type: none"><li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li></ul></li></ul>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"><li>●発令される状況：災害のおそれあり</li><li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</li><li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li></ul></li></ul>

### （4）法改正を踏まえた修正（個別避難計画の作成）

令和3年5月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個別避難計画（※）の作成が努力義務となりました。本計画において也要配慮者対策の一つの施策として、個別避難計画について以下の対応を行うことを記載しています。（地震災害対策計画 2編 p.62）

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

#### 体制の整備

#### 個別避難計画の作成

#### 市が主体となって作成する場合

#### 本人、家族、地域支援団体が作成する場合

個別避難計画を実行性のある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携していくことにより体制を整備する。

地域におけるハザードの状況や当事者の心身の状況、独居等の居住実態などを総合的に勘案し、優先度の高い人から順に作成を進める。災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の活動を想定した具体的な計画となるように努める。

府内においては防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどに関連する部署、府外においては、介護支援専門員・相談支援専門員などの福祉専門職や地域の医療・介護・福祉などに関する職種団体等と連携し、作成を進める。

家族等による支援が得られない等、自力避難が困難で避難支援が必要な者について、本人やその家族、または地域支援団体が連携し、作成を進める。

## 5. 改定過程

### (1) 会議開催の経過

令和元年	7月	第1回 西宮市地域防災計画等改定 庁内検討委員会
	10月	第1回 西宮市地域防災計画等改定 専門委員会
	12月	第2回 西宮市地域防災計画等改定 庁内検討委員会
		第2回 西宮市地域防災計画等改定 専門委員会
	12月	第3回 西宮市地域防災計画等改定 庁内検討委員会
		第3回 西宮市地域防災計画等改定 専門委員会
令和2年	2月	令和元年度 西宮市防災会議
令和3年	2月	令和2年度 西宮市防災会議
	4月	第4回 西宮市地域防災計画等改定 庁内検討委員会
令和4年	1月	第4回 西宮市地域防災計画等改定 専門委員会
	2月	令和3年度 西宮市防災会議

### (2) 専門委員

- 兵庫県 阪神南県民センター  
　　県民交流室 次長
- 兵庫県立大学大学院  
　　減災復興政策研究科 教授  
　　減災復興政策研究科 准教授
- 人と防災未来センター  
　　主任研究員
- 西宮市  
　　危機管理監  
　　政策局長  
　　健康福祉局長  
　　消防局長